平成２９年（フ）第４８１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合10番地の１　Ｅ201、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番地の９　野外活動センター　応急仮設住宅　５－２
債務者　岩本喜美子
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１１号
仙台市宮城野区清水沼３丁目５番３号　梢荘１、従前の住所仙台市宮城野区清水沼３丁目５番34号　第１コーポ吉田17
債務者　大内　宏
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
仙台市太白区西中田４丁目13番４号　すまいるライフ南仙台107、従前の住所仙台市太白区秋保町境野字辺田山８番地
債務者　早坂　郁子
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
山梨県都留市四日市場586番地１
債務者　中井　洋孝
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
長野県須坂市大字福島96番地イの２
債務者　竹内　晃司
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
長野市大字柳原2551番地５　アパートメント松田南館202
債務者　柳沢　百子
１　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
滋賀県長浜市平方南町90番地
債務者　北川裕美子
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
滋賀県長浜市平方南町90番地
債務者　北川　裕理
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５９３号
広島市中区大手町２丁目２番10―402号　松岡ビル
債務者　竹内　洋子
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３号
広島県尾道市瀬戸田町名荷273番地２
債務者　落合美由紀
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第７０号
山口県下関市小月南町８番12号
債務者　吉村　博幸
１　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
福岡県田川郡福智町赤池389番地　町営伏原団地46―４棟46―26号
債務者　本石　拓也
１　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３６号
熊本県八代市宮地町2010番地１（１）
債務者　高山　知子
１　決定年月日時　平成29年８月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２１０号
大分市明野西２丁目１番１―607号
債務者　釣井　幸樹
１　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１１号
大分市明野西２丁目１番１―607号
債務者　釣井　郁世
１　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１９号
大分市住吉町２丁目２番８号（井上ビル208）
債務者　尾藤久美子
１　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２０号
大分市高松東１丁目１番３号（高松センタービル201）
債務者　那須　裕樹（旧姓平川）
１　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係